

釧路湿原自然再生協議会
第 18 回 森林再生小委員会
議事要旨

日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）13:30～15:30

場所：釧路地方合同庁舎 7 階 共用第 5 会議室

1. 開会
2. 議事
 - 1) 雷別地区自然再生事業について
 - 2) 達古武地域自然再生事業について
 - 3) その他
3. 閉会

事務局

第 18 回釧路湿原自然再生協議会 森林再生小委員会を開催する。
これより委員長に議事進行をお願いする。

委員長

議事を進める。議事 1. 雷別地区自然再生事業について、事務局から説明をお願いする。

【議事 1. 雷別地区自然再生事業について】

事務局

資料に基づき内容説明。

（資料 1 雷別地区自然再生事業の実施状況について）

委員長

大型機械による地表処理後は植栽するということか。

事務局

来年度の春に広葉樹を植え、ツリーシェルターでの被覆も行う。

委員長

ここでの地表処理は、被圧を防ぐためにあらかじめ笹を取り除くということか。

事務局

植樹をしやすくするために笹を除去している状況である。

委員長

ほとんどの地域でヘキサチューブ保護を行うのか。地がき後に天然更新を狙う方法では上手くいかなかったということか。このヘキサチューブでの保護を行った場合でも防鹿柵は必要なのか。

事務局

防鹿柵ではエゾユキウサギの食害は防ぎきれない。そのためツリーシェルターを設置している。

委員長

今後、防鹿柵はほとんど必要ないという事なのか。

事務局

必要無いと思う。

委員

植栽する稚樹木は苗床をどこで育てたものか、あるいはどこから持ってきたものなのか。
また、エゾシカやエゾユキウサギ、ネズミなどからの食害比率はどの程度か。

事務局

植栽木の苗木は雷別地区周辺の種子を用い、業者が生産してある程度大きくなったものを購入している。

野生生物ごとの食害の割合は分からない。

委員

笹地 10 から笹地 13 では天然更新でコントロールしようとしたが、植栽をせざるを得ないということか。

事務局

天然更新での稚樹の発生が思わしくないため、補植を行い、ツリーシェルターで保護している。

委員

何も植栽しないところもあるのか。

事務局

地がきした箇所は、植樹するか天然更新に委ねるかを検討している。天然更新が順調に進まない箇所では、種子の飛散が少ない、土壌の凍結により発芽しにくい、発生した稚樹がエゾユキウサギの食害を受けるといった状況がある。そのため、補植やツリーシェルターでの被覆を行うことにしている。

委員

純粋に天然更新の場所もあるのか。

事務局

ケヤマハンノキが成長している箇所もある。また、面積的には小さいがエゾユキウサギなどの食害にあっていない箇所もある。

委員

承知した。

委員

資料 3 ページに「天然更新が順調でない箇所も散見」と書いてあり理由が述べられている。天然更新により大部分は上手くいっているということか。

事務局

天然更新で成長しているのはケヤマハンノキが主体である。理想はミズナラやヤチダモなどの郷土樹種も含めた森林である。

委員

他でも天然更新は順調ではないということか。

事務局

そうである。

委員

広葉樹には 4～5 年周期で豊作の年がある。地がき後に豊作の年に当たれば良いが、3～4 年経過すると草地になってしまい天然更新の条件にはならない。地がき後に豊作だった種の種子を撒くなどの方法もあるのではないか。

ツリーシェルターは防鹿ネットを張った中に設置しているのか。

事務局

笹地 11 は数年前に設置した防鹿柵内にツリーシェルターがある。笹地 9 では防鹿柵の設置はしていないため、次年度植栽する際にはツリーシェルターのみとなる。

委員長

将来的なビジョンが知りたい。樹高がヘキサチューブを超えた後はどのようなになるのか。樹木が太くなればヘキサチューブの直径以上になると思うが自然に割れるのか。割れたものを回収するのか。

事務局

ヘキサチューブは樹木が大きくなったら自然に割れるため、その後回収する。

委員長

ヘキサチューブを回収した後の動物被害はどうなるのか。

事務局

ヘキサチューブがはずれる程度に大きくなった場合には、エゾユキウサギの被害は無いと考えている。樹高が 2m 以上になればエゾシカの害も避けられると考えている。

委員長

以前はエゾシカが多かったと認識していたが、この地域では密度に変化があったのか。

事務局

ライトセンサス調査の結果からはエゾシカの確認数は少なかった。

委員長

ライトセンサス調査はいつ実施したものであったか。

事務局

平成 17 年から平成 20 年くらいであったと思う。エゾシカ確認数が少ない理由には、笹の繁茂とエゾシカの食害による植生の変化がない、ことがあげられる。また、防鹿柵の内側と外側でも植生の変化がないため、エゾシカの害はほぼ無いという結論を出している。

委員長

森林再生小委員会が発足する前は森林管理局で単独の小さな委員会を作っていた。その頃はエゾシカもある程度確認されていた。防鹿柵の内部と外部で植生が変わらないならば、エゾシカが減少している傾向があるのかもしれない。

雷別地区では天然更新の経過が良くないため、ツリーシェルターというヘキサチューブを付ける事により樹木を保護し、地域の人達と一緒に作業を行っていくということである。

議題 2. 達古武地域自然再生事業について事務局から説明をお願いします。

【議事 2. 達古武地域自然再生事業について】

事務局

資料に基づき内容説明。

(資料 2 平成 30 年度の達古武地域自然再生について)

委員長

雷別地区も含めてエゾシカの分布域や密度が分かれば概略を教えていただきたい。資料 4 ページに「エゾシカ密度が増加？」と書いてあるが、一旦は減少していたはずである。

事務局

過去に行われた生息状況調査等を確認して改めてお知らせしたい。

委員長

エゾシカの捕獲数が最近少ないのは、エゾシカが賢くなったのか、密度自体が減ったのか。今回のデータでは冬季にエゾシカ密度が増えたのではないかとされている。エゾシカの食害は森林にとって重要な問題であるため状況を教えてほしい。

委員

資料 5 ページの被食状況によるとエゾトリカブトの食痕率がとても高い。エゾシカに害は無いのか。

事務局

エゾシカは通り道にあるエゾトリカブトの上部をつまみ食いし、胃の微生物等により消化するようである。北海道内でも地域によってトリカブト類を食べてない地域もある。

委員

知床ではトリカブト類を食べており、割と好きな植物でもある。人間とは毒に対する耐性が違うのではないか。毒が強い根茎は食べていない。

委員

資料に今年度は達古武地区での捕獲を休止すると書いてあるが、これはどういうことか。

事務局

釧路湿原生態系維持回復事業において達古武での捕獲を行ってきたが、ここ数年は 20 頭未満と捕獲頭数が減っている。警戒心の強い「スレジカ」の増加が要因である可能性があり、今年は一度休止して来年度以降に考えていく。釧路湿原内では釧路川右岸堤防などでエゾシカの個体数が増加しているため、今年はそれらの地域で捕獲事業を行うこととした。

委員

承知した。私も最近エゾシカの個体数が少し減ってきていると感じていた。北海道の調査ではなだらかに減少しているというデータもある。しかし、捕獲は行った方が良いのではないか。

委員長

エゾシカの学習機能を衰えさせる為に一旦捕獲を休止し、その後また行うというスタイルか。私もハンターや北海道立総合研究機構林業試験場の明石氏などから、最近捕獲しづらくなったと聞いていた。全道的にそういう傾向があるかもしれない。

委員

雷別地区ではエゾシカではなくエゾユキウサギの食害が注目されていた。達古武地域ではエゾユキウサギによる影響はどのような状況なのか。

委員

数年前にエゾヤチネズミによる被害が大きかった年はあった。年によって波があり、苗畑も随分被害にあった。エゾユキウサギは樹木サイズの大きいものは食べないため、特に被害は出ていない。

委員

植栽数の総本数 5.2 万本は防鹿ネット内に植えたものか。4 万本近くが従来に植えられたもののようだが生き延びているのか。防鹿ネットのエゾシカによる破壊や被食の影響はどの程度なのか。

委員

実際に何本残っているのかという総数は出していない。平成 29 年度、30 年度の植栽実績は 1 万本を超えているが、大きな苗を生産できているのはここ数年のことである。以前は

種子が採れないなど成長も良くなかった上、使用していた 30 cm 程度の苗木は活着率が悪く植栽実績も 1,000 本程度であった。

現在は大きな苗で植樹して 3、4 年経過したミズナラが 90% 以上残っている。以前植えたアオダモなどの小さいものでは生存率 40% 程度になっている。そのため最近のものが 9 割程度残っているというイメージである。

委員長

「実効割合」とはどういう意味なのか。

委員

釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画での植樹目標に対する割合である。

委員長

植樹を始めた当初の苗木はサイズも小さく生存率も落ちていたが、最近は大きめの苗木を植える事により 90% 程度のミズナラが残っているということか。

委員

そうである。

委員長

来年あたりに現地を見せていただけると良い。

委員

ニレ類、アオダモ類に使用した防鹿ネットの目合と設置手法を教えてほしい。

委員

目合いは 10 cm 程度で、単木的に網を巻きつける手法である。※上流部で実際に設置した網の目合いは 5cm 程度。

委員

目合は大き過ぎないか。

委員

樹木に大きめに巻き付けるためエゾシカの口は届かない。アオダモやハルニレは株立ちしているため株を全体的に囲い、積雪を考慮した高さまで覆った。

委員

設置した場所は他の樹木に相当の被害が出ているのか。

委員

シナノキが少々とハルニレやオヒョウ、アオダモが多い。

委員

比較はできるのか。

委員

比較はできる。大きい木はその種類に限られている。

委員

承知した。

委員長

ネットで囲うことにより他の樹種を食べるといような事はないのか。

委員

もっと強度の影響が出てこないと他の樹種が食べられるようにはならないと思う。現地はまだスズタケなども残っており、知床ほど強度の影響は出ていない。

【議事3. その他（トラストサルン釧路の取組）】

委員長

トラストサルン釧路で行われている様々な取り組みについて、委員から報告してほしい。

委員

私達は市民レベルで森林再生を行っており、笹地を落葉広葉樹で森林化するために植林を続けている。苗畑ではこれまで4万本程度の苗木を作り、回りの笹地になっているところに順次植林を続けている。これまで防鹿ネットを使用して植えていたが、ほぼ壊滅状態であり10%~20%程度しか生き残っていない。ミズナラなどの樹高の高い木は生き延びているが、1m50cm程度の樹高の低いものはほぼ壊滅状態である。1km程度の周径の大きい防鹿ネットでは、エゾシカが潜り込む、押し潰す、突進するなどして維持ができなかった。

一昨年前より周径50m高さ2m程度の小型で安価の防鹿ネットを使用して防鹿柵を作った。防鹿柵の中に1平米100本~150本程度の樹木を密植し、支柱は風倒木が起きた時に間伐したダケカンバを利用した。防鹿ネットは安価な1mあたり80円程度のものを使用した。そ

の手法で2年程が経過したが想定外に順調に育っている。

委員長

困っていることはあるか。

委員

支柱やネットを交換する必要があると思うため、それをどのように維持していけば良いか。予算の面で困っている。

委員長

現在、資金はどのようにしているのか。

委員

寄付である。

委員長

樹木は防鹿柵より高いサイズにもなりつつあるという事か。

委員

高さ2mの防鹿柵を超え始めている。

委員長

最終的には防鹿柵が無くてもエゾシカの害を受けないような形になるのか。

委員

ハルニレやアオダモなどは集中的に食べられてしまうため、防鹿ネットを張るなど個別対策を取らなければいけない。

委員長

環境省では自然再生を支援する資金的な援助はなかったか。

委員

生物多様性保全のために、地域NPOなどに対する資金援助はある。

委員長

委員のトラスト活動に資金援助はできないのか。

委員

協議会を立ち上げていただければ援助できる可能性はある。

委員長

NPO で協議会を作るということか。

委員

そうである。

委員長

環境省では国レベルの様々なものに「小さな自然再生」ということが書かれている。実際には資金を援助する仕組みが作れないことで NGO などの活動を妨げている。例えば、釧路湿原自然再生協議会がその受け皿になる事は無理なのか。

委員

釧路湿原自然再生協議会は環境省も参加しており、重複することになるため無理である。地域の生物多様性を豊かにする活動、例えば、希少種の保全や森、里、川、海のつながりを推進するというような取組であれば良い。

委員長

委員には協議会を作っていただき、是非その資金で活動していただきたい。

【議事 3. その他（土砂流入委員会からの報告）】

委員

（パワーポイント資料を用いて説明）

第 23 回土砂流入小委員会（平成 30 年 11 月 16 日開催）の検討内容について情報共有させていただく。

第 23 回釧路湿原自然再生協議会（平成 29 年 2 月 28 日）で、流域からの土砂発生源対策について協議の場を設けて欲しいという意見があり、土砂流入小委員会で検討を行った。

久著呂川流域の裸地の面積は 0.04km² で割合は 0.03% と非常に少なく、年間土砂生産量も 60 m³/年程度であった。久著呂川流域では大きな土砂の発生源は無かった。

裸地からの土砂発生源と想定されるのは森林であるが、土砂流入小委員会は釧路建設管理部治水課と釧路開発建設部治水課が主に担当しており、森林や伐採に専門知識を有するメンバーがいない。そのため、これ以上森林域から発生する土砂に対する議論を深める

ことは出来ない。今後は森林再生小委員会とも連携しながら対策を進めていく事が必要。

土砂流出に対する配慮や工夫については、関係行政機関や林業関係者と共に考えていく事が重要。

委員長

釧路開発建設部治水課に久著呂川流域データから土砂発生源を調査していただいた。その結果では裸地の拡大は無いということ。

鶴居村森林組合を通した林業は、森林林業再生プランのモデル地域として高性能機械を導入した丁寧な林業を行っている。林道での浸食を防ぐ、林内に重機を持ち込まない、河川周辺に緩衝帯を設ける等の配慮を行っている。

一番の問題は、森林組合を通さない大規模な伐採地が出る事。本来であれば法律上、森林に復元しなくてはならない義務があると思うが、天然更新に委ねるとされ、そのままの状況になっている。

土地所有者には自分の土地に対して法律上の権利があるため、その主権を我々が制限する事は不可能に近い。そのため、森林組合を通してきちんとした林業を行っていただけるよう土地所有者にお願いする程度しかできない。

以前、環境省にパンフレットを作っていたが、どのようなところへ配布したのか。

事務局

釧路町に配布をお願いした。

委員長

森林再生を行っている隣地で大規模伐採地ができるという事は非常に空しい。民地からの土砂流出を何とか防いでいきたい。農地からの土砂流出対策や管理は、農業者に沈砂池を作るなどしていただいている。現状では八方塞がりである。どこの小委員会が受け持つかというような押し付け合いではなく、トータルで上手くいくような方向性がみられたら良い。

委員

久著呂川流域は主に森林であり、目立つ裸地はそれほど多くは無い。しかし、自然再生が始まる以前の皆伐跡地では、作業道が降雨や雪解け水により水みちとなり、大量の土砂が川に流れ込む。伐採後のカラマツ植林地では保水性が劣る。裸地があるか、ないかという事だけの問題ではない。

委員長

我々は今後どうすれば良いか。どう動けば良いか。このままでは現況は変わらない。

委員

伐採許可申請の際に、「無茶苦茶な作業道を作らない」、「過去の作業道で崩落の危険がある箇所は保全・補修する」というような指導することを検討できないのか。

委員長

何か知恵はあるか。

委員

私共の範疇では難しい。

委員長

何かしてほしいということではない。委員の持っている知恵を教えてください。

委員

すぐには思いつかない。

委員

キラコタンに向かう宮島林道周辺の森林は、2年程前よりあっという間に伐採されてしまった。それ以外にも伐採されているようなところが所々にあり、湿原周辺でも大規模に伐採されている所がある。個人所有地を伐採する場合に許可を取る必要はあるのか。

委員

伐採する場合には地元自治体に伐採届を提出することが必要である。今回の伐採についても伐採届は出されているのではないか。

委員

伐採届が提出された際に、ブレーキをかけることはできないのか。施業に関しての指導等はあるのか。

事務局

伐採届は市町村に提出することになっており、伐採後は必ず植樹するよう指導する事になっている。天然更新に委ねる場合、数年経過後に更新されない場合は植樹することになっている。そのため、長い期間に渡って植えられていない事もあると思う。

事務局

前職北海道で国定公園の許認可を行っていた際に同様の問題があった。ニセコの第 3 種国定公園だったため許可申請とともに林地の伐採届の提出も必要であった。しかし、届出は許可ではないため、書類に不備がなければ受理される。形式的なものが揃っていれば受けざるを得ないが、「第 3 種国定公園であるため景観的にも配慮して欲しいのでなるべく木を残してください。」「全て伐採するのではなく道路際などは残してください。」というようなお願いはした。

委員が見られたところが国立公園の普通地域だとすると、自然公園法にも関連する事例である。しかし、植林しないことによる罰則などは無い。

委員長

国立公園の指定区域の問題だけでなく、自然再生協議会として何かできそうな事はないのか。

委員

私も委員より指摘のあった場所を見ていたが、一番ひどいのは作業道の付け方である。斜面をズタズタにし、最後に爪の付いた重機で山肌を削っていた。あの場所はチルワツナイ川流域のため土砂が流れてしまうのではないか。釧路川の方も含めると 200ha 程度になるのではないか。

伐採を禁止できないというのは分かるが、施業や作業道の作り方などについて、「こうしてください。」「こうしてはいけません。」というぐらいは行政から言えないものなのか。

最近、細岡駅の裏側で小面積だがグチャグチャになってしまった。あの場所はチャシがあるが、その後釧路町の文化財担当が「ここはチャシがありますからこういう事はしないでください。」という掲示を出した。

重機を使った作業道の作り方や山の施業について、何とかしていただきたい。

委員長

具体的にどうするかは本日の議論だけでは煮詰まらない。伐採届は自治体に出されるため、そこへのアンテナは上げられるはず。我々がどんなアクションを起こせるのか、法的にアクションを起こせるかということは私自身にもみえない。事務局である環境省と林野庁に何ができるのかについて情報提供していただきたい。

震災のために使用されてきた税金は、森林環境税や森林環境贈与税というような税金に置き換わることになっている。都道府県、自治体に予算が下りるようである。自治体では林業関係者がいないことが多い。支援の意味でも北海道の役割、都道府県の役割は重要である。環境の保全や水路保全といった公益的機能に対するものへの補助等、都道府県で導入されてきた森林環境税に近い内容である。どういう形でどこまで使えるのかというのは、私もまだ分からない。「環境保全型の林業を行ってください。」と言った場合に、補助的な

インセンティブを土地所有者に与える事ができる一つの方向性である。土地所有者が環境保全も林業生産もできるというような WINWIN の関係に持っていければ良い。そうすれば現状の酷いやり方は収まるのではないかと。事務局には可能性についても教えていただきたい。最初の予算は少ないが、最終的には 600 億円程度の森林環境税が計上される予定である。将来的なものを含めて検討していなければならない。

一時期、中国人が水源を買うと言った際に北海道で条例を作った。そういう意味では民地に対しても可能性は出てくるのではないかと。

全体を通じて何か質問意見等がなければ議事を終えたい。

事務局

委員長ありがとうございました。

次回の釧路湿原自然再生協議会は平成 31 年 2 月 26 日に開催となる。詳細は決まり次第、各委員へお知らせする。

第 18 回森林再生小委員会を終了する。

(閉会)